

○国立大学法人埼玉大学教育機構キャリアセンター規程

〔令和4年3月17日〕
規則第33号

改正 令和4.3.28 3規則70

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 キャリアセンターは、本学における学生のキャリア形成及び就職活動を総合的に支援するための全学組織として、企業、自治体等地域社会との連携を推進し、学生の主体的なキャリア形成の醸成を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 キャリアセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育に関する企画及びその実施に関すること。
- (2) インターンシップに関する企画及びその実施に関すること。
- (3) 就職支援に関する企画及びその実施に関すること。
- (4) 学生のキャリア形成及び就職支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他キャリアセンターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 キャリアセンターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) スーパーバイザー
- (5) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、基盤教育研究センター専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、キャリアセンターの業務を統括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第6条第1項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、各学部副学部長をもって充てる。

(スーパーバイザー)

第8条 スーパーバイザーは、第3条第1号から第3号及び第5号に規定する業務を総括し、指揮する。

(事務)

第9条 キャリアセンターの事務は、教育企画課の協力を得て学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学教育機構統合キャリアセンターSU規程(平成27年規則第71号)は、廃止する。

附 則 (令和4. 3.28 3規則70)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。